

市 民 税 係

市民税の課税状況

(1) 納税義務者

区 分	平成 16 年度	個人比率	前年度	個人比率
ア 個人分	29,165 人		29,521 人	
普通徴収	14,287 人	49.0%	14,236 人	48.2%
特別徴収	14,878 人	51.0%	15,285 人	51.8%
イ 法人分	1,637 社		1,640 社	
1号法人	5 社	均等割納税義務者数	5 社	均等割納税義務者数
2号法人	0 社		0 社	
3号法人	114 社		124 社	
4号法人	11 社		10 社	
5号法人	35 社		37 社	
6号法人	10 社		11 社	
7号法人	202 社		198 社	
8号法人	6 社		4 社	
9号法人	1,254 社		1,251 社	

(2) 調定額 (現年度)

区 分	平成 16 年度	調定額比率	前年度	調定額比率
ア 個人分	2,844,478 千円	84.7%	3,015,853 千円	85.7%
普通徴収	1,028,767 千円	36.2% (普徴/個人)	1,119,704 千円	37.1% (普徴/個人)
納税義務者 1人当たり	72,007 円		78,653 円	
特別徴収	1,815,711 千円	63.8% (特徴/個人)	1,896,149 千円	62.9% (特徴/個人)
(内退職分)	66,933 千円		42,292 千円	
納税義務者 1人当たり	122,040 円		124,053 円	
イ 法人分	514,154 千円	15.3%	501,931 千円	14.3%

(3) 特別減税額の状況

普通徴収 89,407 千円 所得割納税義務者 1 人当たり 7,446 円
 特別徴収 207,713 千円 所得割納税義務者 1 人当たり 14,758 円

(4) 所得の状況

16. 7. 1 現在

区 分	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	譲渡所得者 分離課税者
総所得金額(千円)	74,788,163	4,300,265	564	7,524,451	1,782,017
所得割額(千円)	2,354,938	140,689	4	301,613	144,882
納税義務者数(人)	21,389	1,366	1	2,165	412
1人あたりの 所得額(千円)	3,497	3,148	564	3,475	4,325
1人あたりの 所得割額(円)	110,100	102,993	4,000	139,313	351,655

(市町村税の課税状況等の調による。)

(5) 控除額の状況

16. 7. 1 現在

区 分	人 数 (人)	控 除 額 (千円)
雑 損	6	1,128
医 療 費	2,124	452,307
社 会 保 険 料	23,401	11,801,710
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	347	144,842
生 命 保 険 料	19,218	780,470
損 害 保 険 料	10,851	35,878
寄 付 金	0	0
障 害 者	572	165,760
老 年 者	1,739	834,720
寡 婦 (夫)	438	123,880
勤 労 学 生	1	260
配 偶 者	7,214	2,396,320
配 偶 者 特 別	7,080	2,062,890
扶 養	7,197	4,432,990
同 居 特 障	152	34,960
基 礎	25,333	8,359,890
税 額 控 除	配 当	205
	外 国 税 額	0

(市町村税の課税状況等の調による。)

(6) 扶養控除人員別納税義務者数

(単位:人)

扶養控除人員	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
納税義務者数 平成16年度 (16.7.1現在)	15,338	4,364	2,721	2,209	589	112
前年度 (15.7.1現在)	15,419	4,325	2,857	2,306	608	121

(市町村税の課税状況等の調べによる。)

(7) 非課税者の状況

(単位:人)

区分	生活保護	障害者	未成年者	老年者	寡婦・夫	妻につき	均等割	計
普通徴収	246	254	730	5,949	305	314	6,096	13,894
特別徴収	0	25	99	101	85	42	646	998
平成16年度合計 (16.10.1現在)	246	279	829	6,050	390	356	6,742	14,892
前年度合計 (15.11.1現在)	240	261	797	5,827	396	350	6,617	14,488
備考 (適用条件)	1月1日現在、生活保護受給者であること。	合計所得金額が、125万円以下であること。			所得割が非課税であり、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同一市内に住所を有する者であること。		合計所得金額が、35万円にその家族数を乗じた金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合は、22万円を加算)以下であること。 家族数 その者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数	